

兵庫大学生涯福祉学部履修規程

平成 20 年 4 月 1 日制定
兵 大 程 第 1 3 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、兵庫大学学則（以下「学則」という。）に基づき、兵庫大学生涯福祉学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第 2 条 学則第 19 条別表第 5 に掲げる授業科目を分けて、基礎・教養科目及び専門教育科目とする。

(必修科目、選択科目)

第 3 条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目・・・必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目・・・指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(単位の計算方法)

第 3 条の 2 授業科目の単位の計算方法は、学則第 21 条に規定するところによる。ただし、1 単位の授業時間が講義・演習 30 時間、実験・実習又は実技 45 時間の授業科目については別表 1 のとおりとする。

(履修登録)

第 4 条 学生は履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。

- 2 学生が履修登録できる単位数は年間 60 単位とする。一の学期に登録することのできる単位数は 30 単位までとする。
- 3 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。
- 4 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(進級要件)

第 5 条 3 年次に進級するためには、2 年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。

- (1) 60 単位以上を修得し、かつ第 14 条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値（以下「GPA」という。）の累積が 2.0 以上
- (2) 68 単位以上修得

(ソーシャルワーク実習、精神保健福祉援助実習の履修要件)

第 6 条 ソーシャルワーク実習、精神保健福祉援助実習を履修登録するためには、

履修登録時までそれぞれ別表2に指定する科目を修得していなければならない。

(再履修)

第7条 学生は、不合格となった授業科目を修得するためにその科目を翌年度以降に再履修することができる。

2 試験の結果、可以上の評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(試験の種類)

第8条 本学部で行う試験は次のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験
- (3) 再試験

(試験の受験資格)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目
- (2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目
- (3) 授業欠席回数が授業実施回数の1/3以上のときその授業科目

(定期試験)

第10条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。

- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができる。
- 3 定期試験の判定は、100点満点とする。
- 4 その他定期試験について必要なことは、別に定める。

(追試験)

第11条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった場合、追試験を受験することができる。

- 2 追試験を希望する者は、あらかじめ試験開始日までにその旨を教務課へ届けなければならない。
- 3 学部長は、前項の者が追試験願を提出し妥当と認めたときは、追試験を行う。
- 4 追試験は、一回のみ行う。
- 5 追試験の判定は、定期試験に準ずる。
- 6 その他追試験について必要なことは別に定める。

(再試験)

第 12 条 4 年次の学生（修業年限超過生を含む）は、定期試験等を受験し、不合格となった履修登録科目について、再試験を受験することができる。ただし、受験できる科目数は、I 期、II 期を通じて、科目の区別を問わず最大二科目とする。

- 2 再試験を希望する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日にその旨を教務課に届けなければならない。
- 3 教学委員長は、前項の者が再試験願いを提出し妥当と認めたときは、再試験を行う。
- 4 再試験は一科目につき一回のみ行う。
- 5 再試験の成績評価は、可又は不可の評価をもってする。
- 6 その他再試験について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第 13 条 受験中に不正行為を行った者に対しては、試験室からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の受験を無効とする。

(成績評価)

第 14 条 成績の判定は点数で、成績通知は秀、優、良、可、不可の評価をもってする。

- 2 成績評価は次の基準によるものとし、可以上をもって合格とする。
 - (1) 秀 90 点～100 点
 - (2) 優 80 点～ 89 点
 - (3) 良 70 点～ 79 点
 - (4) 可 60 点～ 69 点
 - (5) 不可 60 点未満

(GPA)

第 15 条 各学期毎に、GPA を表示し、以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数の総和})}$$

(小数点第 3 位以下切り捨て)

- 2 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
不可	0.0

(単位の授与)

第 16 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(卒業要件)

第 17 条 所定の期間在学し、別表 3 に定める授業科目群から、130 単位以上を修得した者について卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程を改廃しようとするときは、教務委員会に諮り、教授会の議を経なければならない。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条の 2 関係)

授業形態	1 単位の授業時間	授業科目
実習	45 時間	ソーシャルワーク実習 インターンシップ 精神保健福祉援助実習

別表 2 (第 6 条関係)

授業科目	指定する科目名
ソーシャルワーク実習	「現代社会と福祉Ⅰ」「現代社会と福祉Ⅱ」 「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」 「高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ」 「高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ」 「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」 「ソーシャルワークの理論と実践Ⅰ」 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」
精神保健福祉援助実習	「精神保健の課題と支援Ⅰ」「精神保健の課題と支援Ⅱ」 「精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ」「精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ」 「精神障害者の生活支援システム」

別表 3 (第 17 条関係)

授業科目群	基礎・教養科目	22 単位以上	
	専門教育科目	専門基礎科目	20 単位以上
		ソーシャルワーク共通科目	28 単位以上
		ソーシャルワーク基盤科目	8 単位以上
		専門発展科目	8 単位以上
その他、上記の授業科目群のいずれかから 44 単位以上			
合計 130 単位以上			